

【1】 原始仏教聖典の情報に基づいていると考えられる雨安居地

[1] パーリの「アッタカター」や『僧伽羅刹所集経』は、釈尊は成道後第1回の雨安居をバーラーナシー・イシパタナ (Bārāṇasī Isipatana) で過ごされたとしている。厳密な意味では『十二遊経』は「雨安居地伝承」ではないが、これによれば「坐樹下為一年」とする。ただしこれについては次節にふれる。

このパーリの「アッタカター」や『僧伽羅刹所集経』のいうところは、『パーリ律』の「小品」にもとづいていることは明かである。『パーリ律』では初転法輪の後、弟子たちを「遊行せよ。二人して共に行く事なかれ」として布教に出されるとともに、自らは「ウルヴェーラーに行って法を説こう」といわれ、その後少々順序が混乱しているものと考えられるのであるが、三帰戒による出家授具足戒を許された後、「時に世尊は雨期を過ごされた (vassam vuttho)」とされ⁽¹⁾、その後にウルヴェーラーに遊行される記事が続くからである。

もっともこのように鹿野苑での雨安居に言及するのは『パーリ律』だけであって、他の漢訳律の「受戒韃度」はそうではないから、あるいは律蔵の「受戒韃度」の伝承をこのように理解しただけかも知れない。他の漢訳律は雨安居についてはふれないが、『四分律』や『五分律』はこのような順序で叙述が進むからである。

(1) vol. I p.022

[2] パーリの「アッタカター」や『僧伽羅刹所集経』は、第2、3、4年の雨安居を王舎城竹林園 (Rājagaha Veḷuvana) あるいは霊鷲頂山で過ごされたとする。『十二遊経』はこの3年を「鹿野園」、「為鬱為迦葉兄弟三人説法」、「象頭山」とするが、これについても次節においてふれる。

ところで律蔵の「受戒韃度」はパ・漢いずれの律においても釈尊の雨安居についてはふれないが、釈尊がウルヴェーラーに遊行された後の記事は、三迦葉の折伏、ビンピサーラ王の教化、竹林園の寄進、舍利弗と目連の帰仏、王舎城の人々の「沙門ゴータマがやってきて子を奪い、夫を奪って、家系を断絶させる」という非難が生じたことと、これが7日にして消滅したという記事が続くのは『パーリ律』や『四分律』『五分律』に共通しているから、おそらくこのような律蔵の記事を基礎として、「アッタカター」や『僧伽羅刹所集経』は第2、3、4年の雨安居を王舎城竹林園あるいは霊鷲山で過ごされたと理解したものと考えられる。

このように、釈尊成道直後の釈尊の事績は律蔵の「受戒韃度」に記されているので、おそらく「アッタカター」や『僧伽羅刹所集経』の雨安居地伝承は、これを上記のように理解したものと考えられる。

ただし『十二遊経』はこの同じ記述を、次節に述べるように別のし方で理解したので上記のようになったのである。

[3] パーリの「アッタカター」は釈尊入滅の年にあたる第45年の雨安居地については言及しないが、『僧伽羅刹所集経』は「跋祇境界毘将村」とする。両者ともに『大般涅槃経』が念頭にあったであろうことは明かである。

[4] 「雨安居地伝承」が原始仏教聖典のもつ情報と大きな齟齬を有し、総体的に信じるに足りないことは「検証論文」の結論の通りであるが、しかし原始仏教聖典において釈尊の事績の年代が明らかに示されていると容易に解釈される情報は、それに従おうとしていることも明かである。

要するにこの部分は後に制作された、一般に「仏伝経典」と称される文献群が、成道前の説話的なものを除けば、解脱を楽しむ―梵天勧請―ウパカに会う―初転法輪―ヤサとその友人たちの教化―弟子たちを布教に出す―三迦葉の教化―ピンビサーラ王の帰信―竹林園の寄進―舍利弗目連の帰仏―カピラヴァットゥへの帰郷―ラーフラの出家という成道直後の情報を、律蔵の「受戒韃度」から取り入れて釈尊の伝記を作り上げたと同様に、また一部の「仏伝経典」はアンバパーリーの帰信―竹林村での雨安居―入滅の決意―チュンダの供養―スバッダの帰信―最後の説法―涅槃―火葬―舎利の分配という釈尊の最晩年の様子を『涅槃経』にから取り入れて、釈尊の伝記を補強したのと同様に、原始仏教聖典のほとんどは「一時」として釈尊の生涯のどの時点の事績であるかを明らかにしないのであるが、その中でその時点が自ずから明かであるこれら2つの文献をお手軽に取り入れて、釈尊の「雨安居地伝承」を作り上げたものということができる⁽¹⁾。

- (1) 「モノグラフ」第3号に掲載した【資料集3】「仏伝諸経典および仏伝関係諸資料のエピソード別出典要覧」の目次ないしは付表を参照されたい。